

1. 意見募集期間

平成20年11月1日（土）から12月1日（月）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効）

2. ご意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①はがき（下のはがきを切り取り、ご使用ください。）

②郵送または持参 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル5F
横浜市まちづくり調整局企画課

（持参は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

③ファクシミリ FAX番号：045-664-7707

④電子メール Eメール：ma-kikaku@city.yokohama.jp

3. 問い合わせ

横浜市まちづくり調整局企画課 電話：045（671）3628

4. その他

①お寄せいただきましたご意見とそれに対する横浜市の考えは、横浜市まちづくり調整局のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③お寄せいただきましたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

市民・事業者の方へ

『斜面緑地での開発行為に関する景観計画（※）』に定める新たな基準についてご意見を募集します！！

※景観計画・・・景観法に基づき、良好な景観の形成のための方針や基準等を定めます。

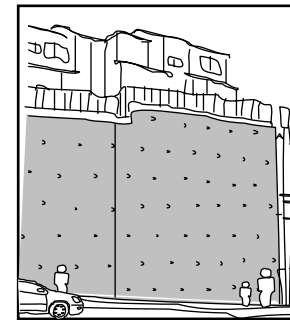
<背景>

横浜市には、地形的特色から市街地に多くの斜面緑地が残されており、その特徴を生かしつつ、良好な街並み景観を形成していくことが求められています。



斜面地のマンションについては、平成16年に「地下室マンション条例（下参照）」を制定し、周囲との調和を求めています。

しかし一方で、戸建住宅の開発では、高い擁壁が築造されるなど、周囲へ圧迫感を与えている場合がみられます。



例：高さ10mを超える擁壁

そこで、これらの開発を、斜面緑地の地形や緑と調和するよう、

次の3つの方向性に基づいて、基準を定めます。

なお、基準の検討にあたっては、横浜市都市美対策審議会の意見を聴きながら、進めてきました。

【参考】現行の基準

（「擁壁等の高さ」及び「緑化」）

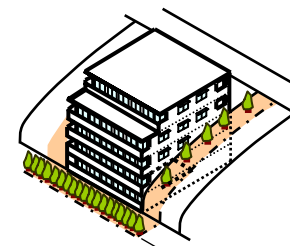
基準	
擁壁等の高さの基準	制限なし
緑化の基準(敷地面積の合計に対する割合)	
商業系用途地域 又は 開発区域面積 500～1,000㎡	5%
開発区域面積 1,000㎡～	10%

<3つの方向性>

- I 生じる擁壁等は、圧迫感が軽減するよう工夫する
- II 道路沿いの擁壁の前面を中心に植栽を誘導する
- III 本景観計画に定められた内容は、都市計画法に基づく開発許可の基準とする

【参考】「地下室マンション条例」

（正式名称：横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例）



市内の斜面緑地において、周辺の住環境に比べ相当に大きなボリュームとなる「地下室マンション」に関する紛争が多発していたことから、地下室マンションと周辺の住環境との調和を図ることを目的として、平成16年6月1日から施行された条例です。



平成20年11月発行

横浜市まちづくり調整局企画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル
TEL:045(671)3628 FAX:045(664)7707

横浜市広報印刷物登録 第 200313 号
類別・分類 C - 1J040

